

<p style="text-align: center;">請求の趣旨</p>	<p>1 被告 は、原告に対して、 次の金員を支払え。</p> <p style="text-align: center;">金5万 円</p> <p>{<input checked="" type="checkbox"/>上記金額に対する <input type="checkbox"/>上記金額の内金 円に対する }</p> <p><input type="checkbox"/>平成 年 月 日から <input type="checkbox"/>平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/>令和 の割合による金員</p> <p>{<input type="checkbox"/>上記金額に対する <input type="checkbox"/>上記金額の内金 円に対する }</p> <p>{<input type="checkbox"/>平成 <input type="checkbox"/>令和 年 月 日 } から支払済みまで {<input checked="" type="checkbox"/>訴状送達の日翌日 }</p> <p style="text-align: center;">年3% の割合による金員</p> <p>2 訴訟費用は、被告 の負担とする。</p> <p>との判決 (<input checked="" type="checkbox"/>及び仮執行の宣言) を求めます。</p>
<p style="text-align: center;">紛争の要点 (請求の原因)</p>	<p>「脳響水 (のうきょうすい) 」とは「スライスした生の国産里芋のさらし水を煮詰めたもの」をいう。エキスは料理で使う。油の代わりに用いるそのユニークな加熱調理法で、「お料理水」の新ジャンルを切り拓いたことでも知られる。考案者は水戸市在住の看護師、中西京子さんと、ネーミングの「脳響」は、中西さんが平成22年 (2010年) 1月28日に提唱した医療・健康増進コンセプト「脳響袋操 (のうきょうたいそう) 」に由来する (甲1)。</p> <p>脳響水は同年2月に誕生し、メディアで大々的に取り上げられたが、そこで耳目を集めたのは、サトイモのぬめり成分「ガラクトタン (galactan) 」である (甲2)。関係者は、「ガラクトタンエキス」の効能効果「脳細胞を活性化」に商機を見だし商品開発を続けた。しかし、3年後の平成25年 (2013年) 12月、ある一通のメールから、その情報が「完全な誤り」であることが判明し、平成26年 (2014年) 1月28日以降、訂正が始まった。</p> <p>その誤りがなぜ、原告が脳響水の試験を依頼した、社会通念上絶対的信頼が置かれるべき国の研究機関や公設試験機関にまでも蔓延していたのかといえば、情報入手の利便性も相まって、被告が運営するインターネットサイトの「公開特許公報」の技術情報が鵜呑みにされしまっている実態があるためである。本件の場合、平成20年 (2008年) 3月13日をその発行日とする特許の「ガラクトタンは、水と共に加熱するとガラクトースに変化します。ガラクトースが脳に運ばれると、脳細胞を刺激し、疲れた脳を活性化する効果がある。ボケの予防に効果がある。」がそれに該当する (甲3)。ガラクトタンは加熱調理してもヒトの体内でも、その構成糖であるガラクトースに分解されることはない。また、ガラクトースがそのまま脳や神経の発育に使われることもない (甲4)。原告や関係者は、被告の公開がもとで、経済的損害を被ったばかりでなく、社会的信用も失った (甲5)。原告は、被告による審査ミスを指摘した。しかし、被告は、申請者本人が間違った申請をしたせいだとし、自ら訂正を行うことは否定した。よって、原告はその責任を問うため、被告に対して、金5万円の損害賠償請求権を行使する。</p>
<p style="text-align: center;">添付書類</p>	<p>甲1：脳響水とそのネーミングについて (2012年9月、2013年3月) 甲2：脳響水をめぐる報道について (2012年2月26日、2011年12月19日) 甲3：公開特許公報「ムチン含有水溶液の製造方法 (特許第4000572号) 」 (2008年3月13日公開) 甲4：国立国会図書館立法考査局調書 (2012年9月、2016年10月) 甲5：動画ファイル (.mp4) 「いばキラTV」 (2012年10月27日、2013年3月24日)</p>